

## 「和歌山県薬物の濫用防止に関する条例」の概要

### ～ 危険ドラッグなど薬物濫用の根絶を目指して ～

#### 危険ドラッグの状況

- 植物片に大麻などの成分に似た物質などが添加され、多幸感等を得ることを目的として、お香などと称して販売されている。
- 濫用により、**健康被害が発生**するとともに、**交通事故などによる第三者への被害も発生**し、深刻な社会問題となっている。

#### 当時の薬事法による規制

- 精神作用等を及ぼす成分を「**指定薬物**」として指定し、規制（成分等を**指定するまで相当の期間が必要**）
- お香などと称し、**人体への使用を目的としていないように偽装して販売された場合、医薬品として規制することが困難**

#### 条例による規制

#### 知事監視製品制度【本県独自の規制】 指定状況：114製品（延べ206製品）H26.9.19現在

- 精神作用等を及ぼすおそれがあり、本来の用途に反して使用される恐れのある製品を指定**
- 販売、購入等の手続きを義務化し、販売者・購入者等の両者に対し**製品本来の用途・使用方法を徹底**
- 県内店舗での購入に限らず、インターネットや県外店舗での購入者も対象**

##### ○販売業者の義務

- 1 販売業の届出
- 2 購入者への使用方法の説明書交付・説明
- 3 購入者から誓約書の受取
- 4 仕入記録作成
- 5 関係書類保存



違反者：警告→命令・公表→罰則（間接罰）

##### ○購入者の義務

- 1 販売業者への誓約書提出  
（販売業者以外の場合、知事に提出）
- 2 誓約書・説明書の内容遵守



違反者：警告→過料  
※警告実施数：4件

#### 知事指定薬物制度

指定状況：0物質（延べ26物質）H26.9.19現在

- 薬事法で指定前の精神作用を有し健康被害を起こす成分を県独自で指定**
- 製造・販売等及び正当な理由なく所持・使用する等を禁止**

##### ○禁止行為

- 1 製造・栽培の禁止
- 2 販売授与・販売授与目的所持の禁止
- 3 販売授与目的広告の禁止
- 4 みだりに所持・使用等の禁止  
※H26.4改正



違反者：警告→命令・公表→罰則（間接罰）  
※1及び2のみ 直罰もあり



違反者：罰則（直罰）